

特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク
休眠預金等活用事業に係る選考委員会 規約

(目的)

第1条 特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）（以下「この法人」という。）の定款第3条の目的を遂行するため、休眠預金等活用事業の助成事業を行う場合に、公正かつ適切な選考を図ることを目的とし、選考委員会を設置する。

(選考委員会の構成)

第2条 選考委員会は、次の通り構成する。

- (1) 外部有識者 若干名
- (2) 運営委員 若干名
- (3) 事務局長
- (4) その他理事会によって選任された委員

(選考委員会の役割)

第3条 選考委員会は、以下の事項を審議し、その結果を理事会へ報告することとする。

- (1) 助成事業に関する応募要項・申請および活動報告の書式の決定
- (2) 休眠預金等活用事業の資金助成の助成先の選定
- (3) その他、休眠預金等活用事業に関して理事会から委嘱された事項

(選考委員会の設置)

第4条 選考委員会は、理事会の決議により設置する。

- 2 理事会は、助成事業を実施するにあたり、前条の役割を選考委員会に委嘱する。
- 3 選考委員会の設置期間は、理事会の決議によって決定する。

(選考委員の選任・解任)

第4条 選考委員は、理事会によって選任または解任する。

(開催)

第6条 選考委員会は助成先の選定に応じて開催する。開催にあたっては、開催日の5日前までに、会議の日時、場所、審議事項を記載した書面、ファクシミリまたは電磁的方法をもって事務局より通知する。

- 2 前項の規定にかかわらず、災害時など緊急を要する場合には、選考委員の全員の同意を得たうえで、電子メール等など電磁的方法をもって開催することができる。

(定足数)

第7条 選考委員会は、選考委員総数の2分の1以上の出席、もしくは事前に書面、ファクシミリもしくは電磁的方法をもって表決権を行使するものを含めて選考委員総数の2分の1以上を満たさなければ、開催できない。

(議長)

第8条 選考委員会の議長は、事務局長または事務局長が指名したものが行う。

(決議)

第9条 第3条に対して、選考委員各1名が、1票の表決権を有する。

2 選考委員会の議事は、出席した選考委員の過半数を持って決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する選考委員は、該当事項について表決権を行使することはできない。

4 選考委員会に参加できない選考委員は、あらかじめ通知された事項について、書面、ファクシミリもしくは電磁的方法をもて表決することができる。

(議事録)

第10条 議事録は事務局が作成し、選考委員会の承認を得る。

2 選考委員会において承認された議事録は、理事会に報告する。

(報酬)

第11条 選考委員の出席に対して、謝礼を支払うことができる。

2 交通費および必要に応じて宿泊費の実費を支給する。交通費、宿泊費については、この法人の国内出張旅費規程に準ずる。

(改廃)

第13条 この規約の改廃は、理事会の決議による。ただし、軽微な変更等は、代表理事の承認をもって修正することができる。

附則

- この規約は、2020年3月17日より施行する。